

大津町宿泊税検討委員会 議事録

委員

項番	所属	役職	氏名	備考
1	熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科	准教授	井寺 美穂	
2	東海大学 文理融合学部 地域社会学科	客員教授	小林 寛子	委員長
3	大津町企業連絡協議会	会長	松島 嘉浩	
4	肥後おおづ観光協会	理事長	山下 和貴	
5	肥後おおづスポーツ文化コミッション	副会長	斎藤 陽子	
6	大津町商工会	会長	松永 幸久	副委員長
7	大津菊陽益城ホテル連絡協議会	代表	緒方 正一	

※熊本県立大学 井寺准教授は欠席

○議題

1 大津町における宿泊税の導入について（答申案及び報告案）

（資料説明：事務局）

（資料1 大津町における宿泊税の導入について（報告）（案））

（アンケート（宿泊者・宿泊事業者））

アンケート及び報告の第1（はじめ）から第3（財源の検討）までを説明

（委員長）

ここまで事務局よりご説明させていただきました。ご意見やご質問がございましたら、どうぞお聞かせください。本日の内容は復習も兼ねていますので、ご確認事項などあればぜひご指摘ください。

（委員）

これまでの議論では、大津町が現代の宿場町として目指すべき姿について、継続的に言及されています。この方針を具体化するための建築事業や整備事業、それに伴う財源について、具体的な施設計画や予算の算出などは既に検討・提示されているのでしょうか。

（事務局）

現時点では具体的な金額の算出には至っていません。来訪客に対して町が行う施策のビジョンについては既に第3回・第4回の外部検討委員会でお示ししていますが、必要な経費や規模感について具体的に提示することは難しい状況です。

（委員長）

つまり、外部検討委員会の報告書には、実施する具体的な事業を含めないということで

よろしいでしょうか。

（事務局）

その点は、報告書案には基本的に記載していません。

（委員長）

ということを踏まえていかがでしょう。

（委員）

算出ができていない段階でこのような話が進むことに疑問を感じています。アンケート結果を見ると、多くのビジネス利用者が大津町に宿泊しているのは、周辺市町村にビジネスホテルがなく選択肢が限られているためかもしれません。今後他の地域にもホテルが増えれば、この状況も変わると思います。来訪客に対して町が行う施策について、具体的にどのような仕組みや方針としていくのかを明確にしないと、議論だけで終わってしまう可能性が高いと感じます。宿泊税を検討するには、より具体的に深掘りして進める必要があると考えます。

（事務局）

役場としても、これまでビジョンをお示ししてきた施策を進めたいと考えています。宿泊税の導入を進める以上、どのような政策を実施するか、引き続き検討する必要があると認識しています。

（委員長）

ここに記載されているように、宿泊税の導入については、大津町の観光に関わる計画が非常に重要な基盤となると思います。大津町振興総合計画について、現在は第6次ですが、来年度から第7次が始まるため、この計画内で観光振興の部分をさらに丁寧に検討することで、観光振興に必要な要素の一部を宿泊税によって改善・実現することができれば、宿泊税により実施する事業をより計画と関連付けられて良いのではないかと感じます。ただし、第7次振興総合計画に全てを盛り込まなくても、観光の新しい具体的なプランが示されていれば十分だと思います。その上で、「第7次振興総合計画の実現のために宿泊税を活用します」と表明していただければ、委員がお話しされたように、計画やまちづくりの方向性が分からず不安を抱くような状況は減るのではないのでしょうか。そのような方向性でよろしいでしょうか。

（委員）

4ページの2番についてですが、おそらく委員がおっしゃったのは最初の部分だと思います。関連して、「令和7年度末まで」という第6次計画の期間について、計画の期間が

あと数ヶ月しかないと説明されていましたが、実際には、第6次計画の期間中にも、様々な取り組みが行われているはずです。

ですので、第6次計画の、特に後期の4年間にどのようなことを掲げ、どのような活動をしてきたのかを、表などで明確に示した方がよいと思います。この振興計画は役場だけで作られているものではなく、関係者の皆さんの意見を集約して実現しているものです。次の計画については、まだ明確には策定されていませんが、外部有識者を交えた審議会においてお寄せいただいたご意見もきちんと反映して、現在策定を進めているものと認識しています。

「大津町の観光に関してどのような施策が必要なのか」をわかりやすく伝えるためにも、表などを活用して、この点を明示しておいた方がよいのではないかと感じました。

(委員長)

ありがとうございます。やはり何か見えるものがあった方が分かりやすいですね。

(委員)

最初からお伝えしている通り、この会議は単なる宿泊税を導入する前提の話し合いではありません。仮に大津町における宿泊者が年間50万人まで増えれば、単純計算で宿泊税200円×約50万人＝約1億円もの財政収入が見込めます。しかし、その税金に対して、現在の取り組みは、あまりインパクトが強くないと感じています。

現代の宿場町として、大津町が何を目指してきたのか、これまでどんな魅力を培ってきたのか。ビジネスや観光、スポーツなどは当然のこととして、もっと大きなインパクトを生む施策が必要です。

委員会でも議論がありましたが、大津駅周辺では少しずつ変化が見られ、改善が進み始めています。最近になってようやく「これから大きく変わるのでは？」という印象を受けています。宿泊税を導入すると、町側には自動的に税金が入りますが、宿泊施設側にとっては、宿泊者に200円を追加で負担していただく分、町としてサービス向上につながる施策を実施していただかなくてはなりません。

その200円が来町者の満足度やサービス向上にどう結びついているのか、実際に「大津町に来て良かった」「泊まって良かった」と思ってもらえる仕組みになるのかどうかが見えにくいのが現状です。事務局の案を見る限り、単に「200円徴収します」という内容にしか見えません。

200円徴収するのであれば、それに見合う具体的な施策や効果をしっかり示す必要があるでしょう。

(委員長)

ありがとうございます。

この件は、まちづくりの目標や方向性と深く関係していると思います。また、委員がお

っしまった「宿泊税を徴収して、税収をどうするのか」という疑問も、宿泊税の使い道に直結しています。

そこで、まず事務局から宿泊税の使途についてご説明いただき、その後皆さまからご意見を伺いたいと思います。

（事務局）第4（使途）について事務局より説明

（委員長）

ありがとうございます。事務局の説明は、使途についても触れていましたので、現代の宿場町とは何か、そのためにどうお金を使うべきかに関して、ご意見があればお願いします。

（委員）

ホテル事業者として当事者的立場ではありますが、客観的に考察すると、大津町を宿場町と位置づける認識は、地域の関係者には浸透しているものの、訪日外国人旅行者においては、「宿場町だから大津町に宿泊する」という動機は、現状、顕著ではありません。宿泊施設選定の要因を分析すると、かつては紙媒体など情報流通手段が限定的でしたが、現在ではOTA（オンライン旅行代理店）による情報拡散が主流となっております。しかし、OTA上では、現状、空港周辺エリアとしての認知が十分ではなく、従来から指摘されているように、空港周辺を一体的な観光・宿泊エリアとして位置付ける施策が求められます。

加えて、委員のご指摘にもありましたように、大津町のみならず菊陽町、合志市、益城町、西原村等も含め、空港周辺エリアにおいて、今後ホテル等の宿泊施設が新規開業する可能性が高いと推察されます。このような広域エリアでの地域振興を図る上では、各自治体が独自の魅力創出を行い、「このエリアには多様な宿泊施設が揃っている」「滞在価値の高い街である」といった認知を醸成することが重要です。大津町単独で宿場町という狭義の捉え方に留まるのではなく、広域的視点からの観光資源を含めた魅力向上の施策の展開こそが、旅行者の満足度と滞在意欲を高める基盤になると考えます。そのためにも、早期に空港周辺全体を包括した戦略的エリア形成が必要不可欠です。

（委員長）

ありがとうございます。その件について、もし追加で一言添えたいことがございましたら、どうぞお申し出ください。

（委員）

宿泊税の使途に関する確認事項として、大津町振興総合計画に規定される「現代の宿場町」確立施策のうち、宿泊者に負担を求める事業については、下記の項目を優先的に実

施することが望ましいとされています。しかし、この囲み内に記載された内容は非常に抽象的であり、交通基盤の強化など、具体的な対象範囲が不明瞭です。たとえば、熊本市・肥後大津駅から熊本空港へのアクセスを指すのか、駅周辺の整備を念頭に置いているのか明示されていません。ホテル関係者の視点では、宿泊者が大津町を移動するための手段や利便性の向上が重要な課題となります。加えて、宿泊者がホテル内で過ごす場合と比べた、町内へ外出する場合のコスト、例えば、タクシーを往復で利用する場合の費用も考慮すべき事項です。飲食体験に関しては、商工会等が積極的に取り組む必要性を感じています。さらに、インバウンド観光客の受け入れ体制の整備も、現在進めている状況です。優先的に実施する施策について、現状の資料の記述は漠然としており、振興総合計画への具体的な反映状況が不透明です。抜粋箇所のみでは町の方針や実施方法が十分に示されておらず、町長への答申にあたり、実務的な対応策が明示されていないことに懸念を抱いています。

(委員)

「現代の宿場町」という考え方は、少し曖昧な印象もあります。4 ページにも記載がありました。観光を通じた地域経済の活性化や、自分自身の暮らし、地域のさまざまな人の話など、多様な視点があります。ただ、宿場町とは本来、宿泊を目的とした人が訪れる場所です。つまり、「大津に泊まりたい」「あそこなら泊まりやすそう」と思ってもらえるような理由があつてこそ、人々は大津で宿泊します。そして、そもそも大津に来る理由はビジネスなどの明確な目的があるからです。他の地域で目的があれば、必ずしも大津に泊まる必要はありません。それでも「あえて大津に泊まりたい」と思ってもらうためには、宿泊地としての魅力や利便性を高めることが重要です。利用者の立場から「いかに泊まりやすいか」を真剣に考えなければ、結局は他の場所が選ばれてしまいます。利用者目線をもっと重視する必要があると感じています。

(委員長)

ありがとうございます。

他に補足することやご指摘いただきたい点はございませんか？

(委員)

スポーツイベントや合宿の誘致など、スポーツに関する施策も、取り組んでいく必要がある政策の一つであると考えています。大津には多数のスポーツ施設があり、大会などが開催できる環境が整っています。しかし、現状では利用者が少ない施設もあるため、地域に人を呼び込むためには、より具体的な施策が必要だと考えます。

また、委員がおっしゃっていた広域連携についても、大津町や空港周辺には県立総合体育館や運動公園、西原の新しい体育館、益城、菊陽にもさまざまな施設があります。これらを活用して広範囲で大規模なコンベンションを開催できる地の利があると思いま

す。ただ待っているだけでは人は集まりませんので、「宿場町」として人を呼び込むための具体的な戦略が不可欠です。

例えば、大分の宿泊施設では独自にバスを出して、広島からの送迎を行っており、人を集めて「宿場町」を形成しています。こうしたように、宿泊プランに送迎サービスを組み込んで独自の取り組みを行うなど、他地域の成功例にも学びながら、私たちも積極的に考えていく必要があると感じます。

(委員)

私が「宿場町」と聞くと、どうしても温泉があるイメージを持ってしまいます。先日も「この地域には温泉が何件ありますか？」と尋ねたら、2件しかないとのことでした。もしここが本当に宿場町を名乗るのであれば、温泉の掘削など、もっと温泉を活用する取り組みがあっても良いのではないかと感じます。

今の宿場町は昔のような具体的な特徴がなく、ただ名前だけになっている印象です。もっと具体的な魅力を打ち出せば、それが観光の呼び水となり、「大津町には温泉がある」と知ったビジネスマンが、次は家族を連れて来てくれるかもしれません。そのように継続的な集客につながるアイデアや魅力があれば、「ここでしか味わえない宿泊体験」としてPRでき、町の活性化につながるでしょう。私はそうした独自性のある魅力づくりが大切だと感じています。

(委員長)

ありがとうございます。

皆さんからのお話を伺うと、「現代の宿場町」という言葉は使っているものの、実際にはその中身が伴っていないという指摘がありました。今ある状況を真の宿場町に近づけるためには、宿泊税の使い方を工夫して、宿場町としての魅力を高める必要がある、という声もあります。

また、外部から十分に注目されていない現状では、いくらスローガンを掲げても「**今**現代の宿場町だから行ってみたい」と思われにくいのが現実です。そのため、訪問したい理由づけができなければ、観光客の誘致は難しいと感じます。

現状ではビジネス利用の顧客が中心で、観光目的の来訪者は少ないようです。今後、宿場町らしい街へと変化させる第一歩としては、観光マーケティングの強化が不可欠だと思います。人を惹きつける仕組みづくりが必要です。

さらに委員のご指摘にもあったように、広域連携を進めてOTA(オンライン旅行代理店)などの地域特集に掲載されることも重要です。そのためには、全体を俯瞰する視点と、個々の具体的な施策を両立させることが求められるでしょう。

私が最も関心を持っているのは、この振興計画の中に観光に関する具体的な内容がどれほど盛り込まれているかという点です。その詳細についてお伺いしたいと思います。

（事務局）

申し訳ありませんが、現在お配りできる資料は手元にございません。振興総合計画については、明日12月24日に検討審議会が開催される予定です。審議会でも振興総合計画の内容について議論中ですので、詳細は後ほど資料を共有する形でよろしいでしょうか。

（委員長）

宿泊税の必要性については、振興総合計画の全体像に基づき、その一部を具体的に実施するために位置付けるべきです。そのため、宿泊税の使途が単に観光や宿場町への支援というような抽象的な内容に留まるのではなく、振興総合計画で規定された施策を実現するために不可欠であることを明示する必要があるのではないのでしょうか。例えば、大津町が目指す現代の宿場町づくりに向けて、宿泊税の導入によって具体的な事業が推進できるという明確なシナリオや根拠が提示されることで、説明の説得力が増すのではないかと考えます。

また、宿泊税の使途や目標とする事業が不透明な場合、住民への説明において具体性を欠き、理解が得られにくい状況となるので、既に総合計画の中にアクションプラン等が盛り込まれているのであれば、年度ごとの具体的な取り組み内容を明確に示すことで、より分かりやすい説明が可能になるのではないのでしょうか。

（委員）

4 ページに「ビジネス・観光・スポーツ」と記載されているので、その該当施策を分かりやすく見せていただきたい。

（委員長）

現状と目指すべき将来像との間に存在するギャップを埋める施策として宿泊税が活用されるのであれば、その意義については一定の理解が得られるものと考えます。現在実施可能な事業の範囲には財源の制約があり、宿泊税によって更なる取り組みや目標達成への進展が期待できるという具体的な効果や見通しが、より可視化されることが望ましいと感じました。以上の点についてご検討いただけますでしょうか。次に、課税要件についてもご説明をお願いいたします。

第5（宿泊税の課税要件等について）を事務局より説明

（委員長）

以上、現段階における課税要件等につきまして、これまで重ねて議論してまいりましたが、改めてご質問やご提案、ご意見等がございましたら、お寄せいただきますようお願い申し上げます。

(委員)

免税点についてですが、以前にも伺った通り、子供の扱いが難しいという意見があります。他の自治体では子供から徴収していない例もあり、子供への徴収について再検討できないかご提案します。

(事務局)

この件に関しましては、事務局からご回答いたします。徴収対象については、基本的に宿泊契約が締結されている場合となります。ただし、先行団体の取り扱いも十分に確認したいと考えています。宿泊料金が発生せず、そもそも宿泊税の課税対象に該当しないのであれば、特別に課税免除制度を設ける必要はありません。その点も含めて他団体の事例を調査します。

また、宿泊料金が発生しない場合でも宿泊税が課せられる可能性があるのであれば、その場合は対応策を検討する必要があります。そのような事例がないかについても確認してまいります。

(委員長)

宿泊費は、通常何歳から発生するのでしょうか。

(委員)

施設によって異なりますが、ほとんどの場合、小学生以下の添い寝の子どもの方は無料です。ただし、一部例外もあります。

(委員長)

確かに、これはよくあることですね。

さて、小学生以上のお子様は「子供料金」となりますが、中学生以上の場合は「大人1名分の料金」が必要になると思います。その場合、中学生か小学生かどうかの判断は見た目でされるのでしょうか？ それとも宿泊時に確認されるのでしょうか？

(委員)

ご予約時には大人の数で受付しますが、受付時に実際は小学生であると判明した場合は子供料金となります。インターネット予約では子供がいることが分からないことも多いです。

(委員長)

大人料金で予約された方には、基本的に一律で200円をいただくということですね。

(事務局)

今のところはそのように考えております。

(委員長)

料金が発生しない、子供の添い寝は別として、宿泊費を取る時点で、宿泊する人数が把握できているので、その段階で徴収すべき宿泊税も決められるのではないかと思います。ただ、子供料金で宿泊した場合に宿泊税の対象となるかは、他自治体の状況も確認しないと分かりません。他の地域で子供料金の場合に宿泊税が課されているかを明確にしていきたいです。そのうえで、必要性について議論すべきだと思います。

(事務局)

事務局としては、子供料金であっても、宿泊費が発生した時点で、宿泊税の対象となると考えております。

(委員)

大津ではほとんど見かけませんが、旅館によっては、お子様用の布団のみを利用する場合に割引が適用されることがあります。ただし、それが宿泊扱いになるかどうかは明確ではありません。

(事務局)

先行する自治体の事例を見ると、添い寝や布団で一緒に寝る場合は宿泊料金が発生しない取り扱いとなるため、ほとんどのケースで宿泊税も徴収されていません。

(委員長)

なるほど、子供料金が設定されている場合は、その宿泊料金が半額であっても宿泊税が課されますね。事務局としても、そのような方針を採用したいという意向なのでしょうか。

(事務局)

その方向性で考えているところであります。

(委員長)

それに関しては皆様のご意見はいかがですか。

(委員)

先ほどの話とも少し関係しますが、事業者向けアンケートについてです。16 ページには、「修学旅行に課税免除を設けた方が良い」といった意見がありました。また、17 ページ

にも宿泊者から同様の意見が寄せられている一方で、事務手続きが煩雑になるという声もあります。このように意見が分かれている点については、さらに説明や議論が必要だと感じます。そもそも現在、大津町ではどの程度宿泊を伴う修学旅行や教育旅行を受け入れているのか、また、ホテル側がそうした宿泊・教育旅行を積極的に誘致したいと考えているのかも知りたいところです。今後は子ども連れのファミリーやスポーツ団体なども対象になり得るため、ホテルとのコミュニケーションを取ることが重要だと思います。その点も踏まえてご質問させていただきました。

(委員長)

分かりました。今少し内容を整理しますと、現在二つの問題が混在している状況です。一つは免税点に関するもので、免税措置を取るかどうかについてです。事務局では、一律200円としているものの、添い寝など宿泊料金が発生しない場合には徴収せず、逆に小学生など一部だけ宿泊料金を支払っている場合には全額の200円を徴収する方針としています。この点に関して、ご意見は一旦保留いたします。

次に委員からは課税に関するご指摘があり、宿泊料金が一定額に達しない場合には課税免除にした方が良いのではないかと、また、修学旅行に対しても課税免除にすべきではないかと、といった意見が、アンケートでも多く寄せられているところ、この点については更なる説明が必要ではないかと、とのことで、現状について事務局へご質問がありました。もし修学旅行について、現状で出せる情報があれば、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

観光協会が教育旅行の受け入れを実施しており、今年も候補が一つあると聞いています。受け入れ人数はそれほど多くなく、正確には資料を確認しないとはっきりしませんが、数十人規模とのこと。過去3年間では3回ほど実施されているようですが、何百人規模の大規模受け入れは現時点ではありません。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

さて、大津町は長崎市とは異なり、修学旅行や教育旅行のお客様がそれほど多くないのが現状です。この点について課税免除を行うべきかどうかという議論では、皆さんからいただいたご意見をふまえて、煩雑な課税免除措置は取らず、宿泊税収を用いた施策を実施することで利益を還元し、その結果を示すことで、子連れを含む宿泊者の理解を得る形を目指す方が良いのではないかと、という流れになっています。

(委員)

すみません、混乱させてしまって。私が言いたかったのは、先ほどおっしゃった観光マ

ーケティングについてです。実際に大津町でどのようなホテルが、子ども向けにどんなサービスを提供しているのかなど、基礎的な情報がよく分からないため、話が進めづらと感じています。その点を少し伝えたかっただけです。

（委員長）

現状についてはよく分からない部分もあると思いますし、もうひとつは、これまで各ホテルが修学旅行向けの観光マーケティングを積極的に行なってこなかった点も理由として挙げられます。これまではビジネス客で十分に集客できていましたから。しかし、今後は修学旅行や教育旅行に力を入れて誘致活動を進めれば、「熊本市内のリーズナブルなホテルよりも利便性が高い」という評価につながる可能性も出てきます。例えば、阿蘇へのアクセスなどを考慮すると、そうした選択肢が顕著になってくるでしょう。このように、未知数な要素もありますが、今後どう取り組んでいくかは大きなビジョンとして検討すべきだと私は思います。事務局として現在の状況をどのように捉え、これからどんな変化を目指しているのか、具体的な観光戦略やプランがあれば教えていただけますか。

（事務局）

観光及び教育旅行関連につきましては、現在、熊本県観光連盟および当協会が連携して誘致活動を推進しております。しかしながら、現段階では技術的な基盤が整いつつあるものの、大規模な集客には至っていない状況です。加えて、委員ご指摘のとおり、近隣地域ではスポーツ施設の充実化が進行しており、特にホテル数の多い大津町において、いかに宿泊需要を高めるかが課題となっております。具体的な施策については現在検討中ですが、大津町の地理的優位性を活かし、車で1時間圏内に位置する熊本城や菊池温泉、山都町の通潤橋といった文化資源を宿泊地選定の魅力として訴求できるよう、今後戦略的な取り組みを図ってまいりたいと考えております。

（委員長）

現在はマーケティングが十分に行き届いておらず、スポーツや教育旅行など、さまざまな潜在的な市場へのアプローチができていません。もしそれらの新しい市場を開拓し、これまで想定していなかった小学生や中学生、高校生といった免税または課税免除の対象となりうる顧客層が増えた場合、どのように対応するのかという課題が浮上します。この点も今後検討すべき事項だと考えます。振興総合計画と同様に、今後は観光だけでなく観光・スポーツ・ビジネスの三本柱で、現代の宿場町としてどんな未来像を描くのかを明確にし、そのための基盤となる計画を立てる必要があります。現状を踏まえ、新たな分野へのマーケティングによって集まる新規顧客に対して、宿泊税の扱いをどうするかという問題も生じるでしょう。これらを今後の課題として記録しておいてください。

(事務局)

ご指摘の、顧客層が増えた場合の対応という観点については、中期的・長期的な検討事項であると考えており、今後の方針決定に重要だと認識しています。仮に今後2~3年で若年層の大きな増加が見込まれる場合は、その状況を制度に反映していく必要があります。一方で、制度の見直しまではビジネス客を中心とする現在の顧客層を踏まえた制度とし、その後、若年層が大きく増加している場合は、その時点で対応するという方針も考えられます。次回の見直し時に宿泊事業者から実際の手間などの意見を集め、改めて議論することが適切だと考えています。いずれにしても、もう少し内容を整理します。

(委員長)

次回の見直しの際の検討はもちろん必要ですが、同時に、現時点で、今後大津町をどうしていくのかという基本的な計画がなければ、マーケティングの対象や来てほしい人のイメージ、目指す人数なども定まらず、稼働率の予測や宿泊税収入がどれくらいになるかも試算できず、具体的な数字も出せません。ですから、マーケティング施策と連動した「今後どうするか」という青写真づくり、そしてどれくらいのお客さんが見込めるか、宿泊税がどれほど入るかを把握した上で、必要な用途をリストアップし、優先順位の高いものから実行していく段階的な計画が不可欠だと思います。もしそのような検討を今行わずに、2~3年後の見直しまで待っているだけでは、最初の方向性を誤ってしまう可能性があります。この点については皆さんが何度も指摘されている内容だと思い、改めて付け加えました。

(事務局)

課税免除や免税点の議論に限らず、全体的な話として、今後大津町をどうしていくのかという基本的な計画を示すことが必要だということ承知いたしました。

(委員)

3 ページの「大津町の情勢」では、宿場町としての魅力を高める施策によって住民や宿泊者が増加し、それに伴い来訪者への行政需要が今後さらに高まることが予想されています。

ただし、これは皮算用的な側面もあり、もしJRが空港まで直行してしまえば、大津町に立ち寄らず、熊本市内へ向かう人が多くなる可能性もあると思います。

だからこそ、今本当に大津町の呼び水となるものは何なのか、振興総合計画に盛り込まれているのであれば、具体的に深掘りする必要があります。この宿泊税の議論が何だったのか分からなくならないよう、次回ぜひその検討状況を見せていただければと思います。委員長がおっしゃっている通りだと私も思いますので、よろしく願います。

(委員長)

ということで、次回そのような資料を用意いただきたいと思います。他に何かご意見はありますでしょうか。

（委員）

免税点や課税免除についてですが、大津町では町内に宿泊したスポーツチーム向けに、町内スポーツ施設の利用料の免除や、町民料金の適用などの仕組みがあります。これらは宿泊と関連しており、他にも同様に、宿泊者に係る負担を軽減しているケースがあるかもしれません。この点についても併せて考え方をご提示いただくと助かります。よろしく願いいたします。

（委員長）

免税点の設定や課税免除を行わずとも、既存の仕組みによる付加サービスで代替が可能であるとのこと指摘ですね。この点についても、まとめて反映してはいかがでしょうか。

（委員）

先ほどの委員のご発言を受けまして、改めて感じたことがあります。今後、阿蘇くまもと空港からのアクセス鉄道が開業するにあたり、大津町がいかにして『宿場町』としての魅力を作り上げていくかは、極めて大きな課題です。

もし魅力がなければ、宿泊客は定着せず、むしろ鉄道を使って他へ流出してしまう恐れすらあります。そうした危機感を持って考えるならば、この宿泊税の議論は、大津町の未来を決める非常に重要な機会だと言えます。

ここで本当の意味での『宿場町としての魅力』を明確に位置づけなければ、アクセス鉄道の整備もプラスどころか、かえってマイナスになりかねない。今回の議論は、それほど大きな課題であると再認識いたしました。

（委員）

すみません、少し付け加えさせてください。

議論を聞いていて痛感するのは、今まさに大津町が改革へ進むのか、それとも以前のような保守、現状維持の姿勢をとり続けるのか、その大きな分岐点に立っているということです。

例えば、町内の飲食店の話ですが、近代的な時間制の料金システムに馴染みがなく、昔ながらの時間無制限に慣れた方からすると、延長料金という概念が「ぼったくりだ」と誤解されてしまうことがあります。これを今回の宿泊税に置き換えてみると、丁寧な説明や周知なしに導入すれば、仕組みを知らないお客様は「なんだこれは」と不信感を抱き、二度と大津町には泊まらないでしょう。十分な理解が浸透してからスタートしないと、町のイメージダウンに直結しかねません。

町民の方々の中には、現状維持を望む年配の方が6割いらっしゃる一方で、30代や学生

などの若い世代は、発展した『楽しい街』を望んでいます。行政の皆様には、こうした世代間の意識の違いもしっかり押さえた上で、議論を進めていただきたいのです。副委員長ともいつも話していますが、方向性が定まらないまま議論だけを重ねるのは、時間が本当にもったいない。今のペースでは遅すぎると感じています。まずは行政として『大津町をどうしたいのか』という明確な方向性を示してください。詳細な議論はその上で行わないと、時間の無駄になってしまいます。どうか、覚悟を持って方向性を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

（委員）

先ほども申し上げましたが、次回への準備として一点お願いいたします。資料7ページの『宿泊税の使途』について、『大津町振興総合計画に基づいて定める』との記述がありました。つまり、すでに関連する具体的な施策が存在しているということだと思えます。つきましては、次回の会議では、その具体的な施策内容がわかる資料も併せて提示していただきたいと考えています。よろしくお願いします。

（委員長）

ありがとうございます。先ほどお願いした資料につきまして、事務局はよろしくお願いします。

今のご意見にもありました通り、大津町は今、まさに大きな分岐点に立っています。お二人の委員からも再三ご指摘があったように、目先の事象にとらわれるのではなく、周辺地域の状況を俯瞰的に捉えることが不可欠です。周辺の環境を理解した上で、『選ばれる大津町』になるために今何をすべきか、その視点から宿泊税の使途を考えていかなければなりません。

どんなに立派なキャッチフレーズを掲げても、結局選ばれず通過されてしまう町になってしまえば、我々の議論も徒労に終わってしまいます。委員長としても、皆様の切実な声を重く受け止めています。

今回は、整えていただいた資料をもとに、『大津の未来をどう描くのか』という行政側のビジョンと、それに対して宿泊税をどう有効活用するかという、より発展的な議論ができることを期待しています。

それでは事務局より、今回の答申案の骨子となる『第6章』のまとめについて説明をお願いします。

事務局 第6（まとめ）について事務局より説明

（委員長）

ありがとうございます。こちらが答申案となります。冒頭の部分を含め、まだ具体的な内容の確認が完了していない箇所がございます。現在の進捗を踏まえすと、当初の予

定に加え、もう一度お集まりいただく必要があると考えております。
その点も含めまして、現時点での中身に関して、何かご意見やご質問などはございますか。皆様からお伺いしたいと思います。

(委員)

まとめの内容について一点確認です。先ほど議論に出ました、「対象エリア内におけるこの地域の認知度をいかに高めるか」という視点が、現状の案にはまだ十分に反映されていないように見受けられます。大津町が選ばれるためには、この「認知度向上」の取り組みが不可欠です。まとめの中に、その旨を明確に位置づけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。この「認知度を高める」という視点を、今回の宿泊税の答申案に具体的な施策として盛り込むのが良いのか、あるいは「総合計画」の中に基本方針として明記していただくべきなのか、その整理について伺いたいと思います。私の方でまだ計画の詳細まで精査できていないため、事務局として、このあたりの計画間の整合性や位置づけをどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

(事務局)

今回の答申案は、基本的には宿泊税の制度設計に関する内容を中心としております。第3回の会議で示した具体例も、あくまで導入の必要性を裏付けるための施策案として記載したものです。

ご指摘いただいた認知度の向上や町の魅力化については、宿泊税を活用した具体的な事業という位置づけになります。これに関しましては、振興総合計画や関係する計画の中でお示ししていくか、宿泊税の具体的な用途に関する案としてお示ししていくか、振興総合計画との整合性を確認しながら、いずれかの形で反映させていく方針です。

(委員長)

認知度の向上や町の魅力化について、それらが何らかの形でしっかりと文書化されることは必要だと考えています。ですので、この答申案そのものに入れることにこだわらず、上位の振興総合計画なのか、あるいは具体的な用途に関する案のような別資料の中なのか、適切な場所に織り込んでいただければと思います。どこかで必ずその方針が示されるよう、ぜひご検討をお願いいたします。

(委員)

一点、文章表現について確認させてください。私の読み違えであれば恐縮なのですが、この案文だと『これから宿場町を作り上げるための財源』というニュアンスが強く感じ

られます。ですが、大津町にはすでに宿場町としての歴史があり、それをどう確立し、継続させていくかが重要ではないでしょうか。

つまり、『未完成のものを作るための資金』というよりも、『確立された宿場町を維持し、さらに発展させていくための財源』と表現する方が適切ではないかと感じます。このあたりの文言の整理について、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

事務局といたしましては、大津町にはすでに多くの魅力があり、宿場町としての取り組みが進んでいることは十分承知しております。その上で、現状に満足せず、さらなる魅力向上や住民との共生を推進し、宿場町としての地位をより確固たるものにしていきたいと考えております。

つまり、今ある魅力をさらに磨き上げ、将来にわたって持続可能なものとして再確立していく、そのための継続的な取り組みが必要であると考え、このような表現を選ばせていただきました。

(委員長)

もし大津町が、現代の宿場町としてすでに完成されているのであれば、そもそも宿泊税という新たな財源は必要ないはずです。

私は、今の「現代の宿場町」としての姿には、まだ改善の余地が多分にあると考えています。先ほど二人の委員からも指摘があった通り、アクセス鉄道の延伸など、私たちを取り巻く環境は激変します。この大きな変化に対し、大津町がどう形を変え、どう対応していくかという明確なビジョンがあって初めて、真の意味での「現代の宿場町」と呼べるのではないのでしょうか。

大変失礼ながら、現状はまだ「完成されたものを維持する」という段階にまでは至っていないと認識しています。今こそ未来を見据えた定義を行い、そのための財源として活用すべきではないかと考えますが、皆様はいかがでしょう。

(委員)

振興総合計画の中では、単に「宿場町」と表現されているのでしょうか、それとも「現代の宿場町」という言葉で定義されているのでしょうか？

(事務局)

現時点の第7次の案では、「現代の宿場町」という表現に使っているところです。6次は「宿場町」という表現を使っていました。

(委員)

承知しました。そのあたりの経緯を整理していただきたいのですが、例えば、第6次振

興総合計画ではどうなっていたのか、それが第7次でどう変わったのか。そして今回の宿泊税を通じて、今後どうしていきたいのか。このような時系列での変化を比較できる形で示していただけると、非常にありがたいです。

資料3 ページにある空港構想についても、「『大空港構想』から「Next ステージ」、そして現在の「新大空港構想」へと、着実にステップを進め、その内容も大きく進化しています。

周辺環境がこれほど劇的に変わる中で、古くから言われてきた「宿場町」という概念を、第6次計画の時と同じまま据え置いて良いのでしょうか。第6次でどこまで達成できたかを検証しつつ、これだけ背景が変わった今、あえて「現代の宿場町」と呼び直すのであれば、以前とは違う新しいステージの姿をはっきりと示すべきだと思います。つまり、単なる継続ではなく、時代に合わせたアップデートが必要だというのが私の考えですが、皆様はいかがでしょう。

(委員長)

「現代の宿場町」という言葉は響きも良く素晴らしいのですが、外部の方から見れば「具体的にどういうことか？」という疑問が残るはずですが、ですから、その定義、つまり私たちが目指すビジョンや青写真を明確に示すことが不可欠です。それが示されて初めて、具体的に次のステージへ進めるのだと確信しています。当初は今回で答申案をまとめる予定でしたが、今日の議論を伺い、もう少し内容を検討する時間を設けるべきだと判断いたしました。皆様、ご多忙の折に大変恐縮ですが、もう一度お集まりいただけますでしょうか。事務局は日程の調整をお願いします。

今回は、第6次・第7次の各振興総合計画の内容を確認した上で、それらを具体的にどう実現していくのか、そのために宿泊税をどう位置づけ、導入していくのかという最終確認を、我々委員の間でしっかり行いたいと思います。

それでは事務局は、次回の委員会の日程案を作成し、再度調整を行っていただければと思います。私からは以上です。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、貴重なご意見いただき誠にありがとうございます。

先ほど委員長からもございました通り、再度委員会を開催する必要があるかと存じますので、第6回委員会の日程につきまして、日程調整をさせていただこうと思います。そちらのご回答を踏まえ、改めて第6回の日程をご連絡いたしたいと思います。

本日の議事は以上となります。皆様ありがとうございました。